

広報



No.101号

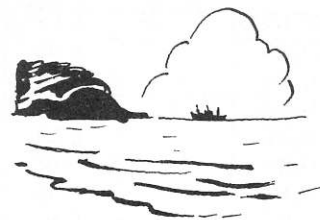
12 '76
月号

■発行 / 鹿部村 ■編集 / 企画課 ■制作 / 札幌ほくしん



としてまきましん

正月用「モミジ子」
づくりたけなわ



今年のスケソ漁の状況は、昨年同時期の半分以下の漁獲よりありませんが、村内の加工業者では、正月用の「モミジ子」づくりに、フル操業。

今年も、カズノコ、スジコは高値のため食卓にあがる回数も少なくなっており、かわりに手頃な値段の「モミジ子」が重宝にされそうです。

正月は、鹿部産の「モミジ子」が、道内外の各家庭の食卓を賑わしてくれることでしょう。

村財政の公表

地方自治法、地方公営企業法の定めるところにより、村長は年一回、財政に関する事項を公表することになっております。

昭和五十一年四月一日から九月三十日まで、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、ミンク飼育事業特別会計、水道事業会計のそれぞれ、歳入、歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金現在高をここに公表します。

村財政の動向

昭和四十九年度、五十年度に引き続き、国の厳しい総需要抑制の中で、地域社会の発展と住民福祉向上のため最善の努力をいたしました。

一般会計の概要

昭和五十一年九月三十日現在の歳入歳出予算は、それぞれ十一億二千二百萬円で、当初予算九億八千九十四萬四千円に比べ、一億三千九百七十七萬六千円の増加となっております。

これら増加の主な内容は、本年十月に開設した渡島リハビリテー

ションセンター環境整備事業に対する貸付金四千八百一十一万円、国民年金印紙買上代金三千二百六十六萬五千元（本年六月までは、国民年金印紙の購入売却については基金を設けて取り扱ってまいりましたが、七月一日より基金制度を廃止して、一般会計で取り扱うことになりました。）等があげられております。

※他会計への運用

運用先

国民健康保険事業勘定特別会計 一千三百萬円
水道事業会計 五百萬円
※公債費の状況

公債費（村の長期借入金）の借

入現在高は、昭和五十年度一億九千四百五十萬九千円となっております。本年度における九月末日までの借入はありませんが本年度における最終借入は、二億四千七十七萬円が見込まれます。

社向上のため
います・・・

一般会計

歳入

予算額	収入額	収入割合	収入科目
131,251千円	135,364千円	103.1%	村 税
13,000	3,315	25.5	地方譲与税
7,400	2,055	27.8	網走施設利用税交付金
8,580	3,368	39.3	自動車取得税交付金
693	0	0.0	国が提供施設等所在市町村助成交付税
277,180	204,229	73.7	地方交付税
344	0	0.0	交通安全対策特別交付金
2	0	0.0	分担金
18,955	7,676	40.5	使用料及び手数料
124,947	32,934	26.4	国庫支出金
56,577	5,077	9.0	道支出金
12,207	4,747	38.9	財産収入
2	0	0.0	寄附金
121,045	36,611	30.2	繰入金
1	0	0.0	繰越金
101,636	16,930	16.7	諸収入
246,300	0	0.0	村 債
1,120,120	452,306	40.4	合 計
	△18,000		一時運用金

歳出

支出科目	支出割合	支出額	予算額
議 会 費	41.1%	8,882千円	21,609千円
総 務 費	37.1	81,150	218,796
民 生 費	39.5	40,326	101,982
衛 生 費	49.7	15,178	30,559
勞 働 費	11.8	55	468
農 林 水 産 業 費	28.9	32,087	111,008
商 工 費	93.9	8,851	9,425
土 木 費	45.3	70,925	156,606
消 防 費	68.9	28,074	40,742
教 育 費	18.4	67,062	363,721
災 害 復 旧 費	68.8	1,804	2,621
公 債 費	38.1	22,656	59,483
諸 支 出 金	2.0	22	1,100
予 備 費	0.0	0	2,000
合 計	33.7	377,072	1,120,120

公債の状況

借入先別	前年度末	51年4月1日 から9月30日 まで借入額	51年4月1日 から9月30日 までの償還額	未 償 還 金
政府資金	208,174千円	0千円	4,408千円	203,766千円
内 資金運用部	121,708	0	3,146	118,562
訳 簡易保険局	86,466	0	1,262	85,204
金融公庫	13,641	0	316	13,325
共済組合	26,522	0	1,720	24,802
北海道	19,990	0	638	19,352
備荒資金組合	2,172	0	718	1,454
その他金融	24,010	0	1,365	22,645
合 計	294,509	0	9,165	285,344

出資による権利

(単位 千円)

区 分	前年度末 現在高	51年4月1日 から9月30日 まで	現在高
備荒資金組合出資金	5,650	2,700	8,350
北海道漁業信用基金協会出資金	1,900	1,000	2,900
鹿部村振興開発公社出資金	8,000	0	8,000
北海道漁船海難救済基金出資金	230	0	230
北海道国民健康保険連合会出資金	164	0	164
私学振興基金協会出資金	60	0	60
北海道信用保証協会出資金	30	0	30
渡島信用金庫出資金	7	0	7
北海道市町村職員福祉協会出資金	300	150	450
鹿部カントリー倶楽部出資金	1,400	0	1,400

財政調整基金

区 分	前年度末 現在高	51年4月1日 から9月30日 まで	現在高
現 金	155,114	10,918	166,032

鹿部村の発展と福 最善の努力をして

広報 し か べ

(3)

これらの事業内訳としては、公民館建設事業一億二千万円、リハビリテーションセンター環境整備事業三千七百万円、村道整備事業三千四百九十万円、公営住宅建設事業一千七十万円、鹿部中央排水整備事業四百九十万円、常呂山道路特殊改良二種事業六百十万円、鹿部川河川改修事業三百五十万円、除雪機械購入事業二百三十万円、財政対策債二千五百三十万円、駐車場整備事業百三十万円、出来潤道路特殊改良四種事業三百七十万円があげられます。

国民健康保険事業勘定特別会計の概要

住民の皆さんが、健康で豊かな生活を保つため社会保険制度の一つとして独立会計で実施しておりますが、近年の医療費等の増加に

より昨年度に引き続き、九月末日で一千六百万円の赤字が見込まれております。赤字になれば制度上住民の皆さんに負担していただく保険税も、自動的に多くなっております。

早期診断と早期治療を心掛け、日常の健康管理に充分留意し、健全財政確立のためにご協力ください。

※一時運用金 (一般会計よりの運用) 一千三百万円

ミンク飼育事業特別会計の概要

五十一年度の九月末現在における歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ七千三百四十八万七千円となっており、予算額に対する収入済額は、二千五百三十六万六千円で三十四・五%、支出済額は、二千六百八十四万二千円で三十六・五%の割合となっております。

※一時借入金金の状況 一千万円

借入先、渡島信用金庫

水道事業会計の概要

昨年度より皆さんのご協力により、水道料金の引き上げを行ない二年目に入りましたが、最近の諸物価上昇により、資材等の値上りが予想以上に高く、また、予定の使用水量が伸び悩み大巾な収入減が見込まれ、苦しい状況となっております。

行政財産及び普通財産

(単価㎡)

区 分	土 地 (地積)			建 物 (延面積)		
	前年度末	51年4月1日	現在高	前年度末	51年4月1日	現在高
	現在高	9月30日		現在高	9月30日	
本 庁 舎	11,145		11,145	4棟 2,117		4棟 2,117
公 共 学 校	83,840		83,840	2枚1園 7,816		2枚1園 7,816
公 共 公 営 住 宅	32,754		32,754	41棟 7,321		41棟 7,321
公 共 財 産	25,122		25,122	27棟 3,419		27棟 3,419
山 林	4,686,850	302,818	4,989,668			
宅 地	42,748	△ 596	42,152			
その他の土地建物	923,529	603	924,132	40棟 3,616	1棟 106	41棟 3,722
合 計	5,805,988	302,825	6,108,813	24,289	106	24,395

国民健康保険事業勘定特別会計

(単位 千円)

歳 入	入		歳 出					
	収入科目	予算額	51年4月1日	予算に	支出科目	予算額	51年4月1日	予算に
			対する	割合			対する	割合
			収入				支出	
			済額				済額	
国民健康保険税	87,130		19,840	22.8	総務費	8,334	3,322	39.9
使用料及び手数料	5		1	20.0	保険給付費	200,005	71,822	35.9
国庫支出金	134,681		50,426	37.4	保険施設費	3,745	1,597	42.6
財産収入	2		1	50.0	公債費	1,167	0	0.0
繰入金	501		0	0.0	諸支支出金	81	0	0.0
繰越金	1		0	0.0	予備費	2,936	0	0.0
諸収入	321		1,517	472.6	前年度繰上充用金	6,373	6,267	98.3
歳入合計	222,641		71,785	32.2	歳出合計	222,641	83,008	37.3
一時借入金								
一時運用金			13,000					
合 計			84,785					

水道事業会計

(単位 千円)

収 入	入		支 出				
	収入科目	予算額	51年4月1日	予算に	51年4月1日	予算に	
			対する <td>割合 <td>対する <td>割合 </td></td></td>	割合 <td>対する <td>割合 </td></td>	対する <td>割合 </td>	割合	
			収入 <td></td> <td>支出 <td></td> </td>		支出 <td></td>		
			済額 <td></td> <td>済額 <td></td> </td>		済額 <td></td>		
収益的収入	22,700	10,042	44.2		22,700	9,358	41.2
営業収益	20,428	10,032	49.1		18,175	7,100	39.1
営業外収益	2,272	10	0.4		4,475	2,258	50.5
資本的収入	14,400	0	0		50	0	0
収入合計	37,100	10,042	27.1		17,767	1,182	6.6
一時借入金					15,627	122	0.8
一時運用金		5,000			2,140	1,060	49.5
合 計		15,042			0	0	0
					0	0	0
					40,467	10,540	26.0

ミンク飼育事業特別会計

(単位 千円)

歳 入	入		歳 出					
	収入科目	予算額	51年4月1日	予算に	支出科目	予算額	51年4月1日	予算に
			対する	割合			対する	割合
			収入				支出	
			済額				済額	
財産収入	64,541		1,580	2.4	飼育費	70,987	26,712	37.6
分担金及び負担金					公債費	2,000	130	6.5
使用料及び手数料	2		0	0.0	諸支支出金			
土地建物貸付料					予備費	500	0	0.0
繰越金	8,644		23,592	273.0				
諸収入	300		194	64.7				
歳入合計	73,487		25,366	34.5	歳出合計	73,487	26,842	36.5
一時借入金			10,000					
一時運用金								
合 計			35,366					

冬の交通安全

○冬の交通事故をなくしましょう。

路面が凍結し、スリップによる追突や横すべり、カーブでのふくらみによる事故が多くなる傾向にあります。余裕のあった運転に徹しましょう。

○事故防止のため、車にすべり止めを強化しましょう。

スノータイヤは前輪と後輪の両方につけましょう。

すべり止には、スパイクタイヤが効果あります。

チェーンも忘れず用意しておきましょう。

○死亡事故につながる、飲酒運転は絶対にやめましょう。

酒を飲んだらハンドルを握らないこと。
ドライバーはもちろん、職場や家族ぐるみで注意し合って、飲酒運転を避けましょう。

○車を運転するときは、酒を飲まない。

酒を飲んだときは、車を運転しない。

○車を運転する人には、酒をすすめない。

○交通の障害となる路上駐車をやめましょう。

積雪により道路巾員がせまく道路事情が悪化し、交通の混雑が予想されますので、障害となる路上駐車は、除雪、交通事故の支障原因になります。

○除雪車両による事故を防止しましょう。

○こども達を交通事故から守りましょう。

○おとしよりの交通事故を家族ぐるみでなくしましょう。

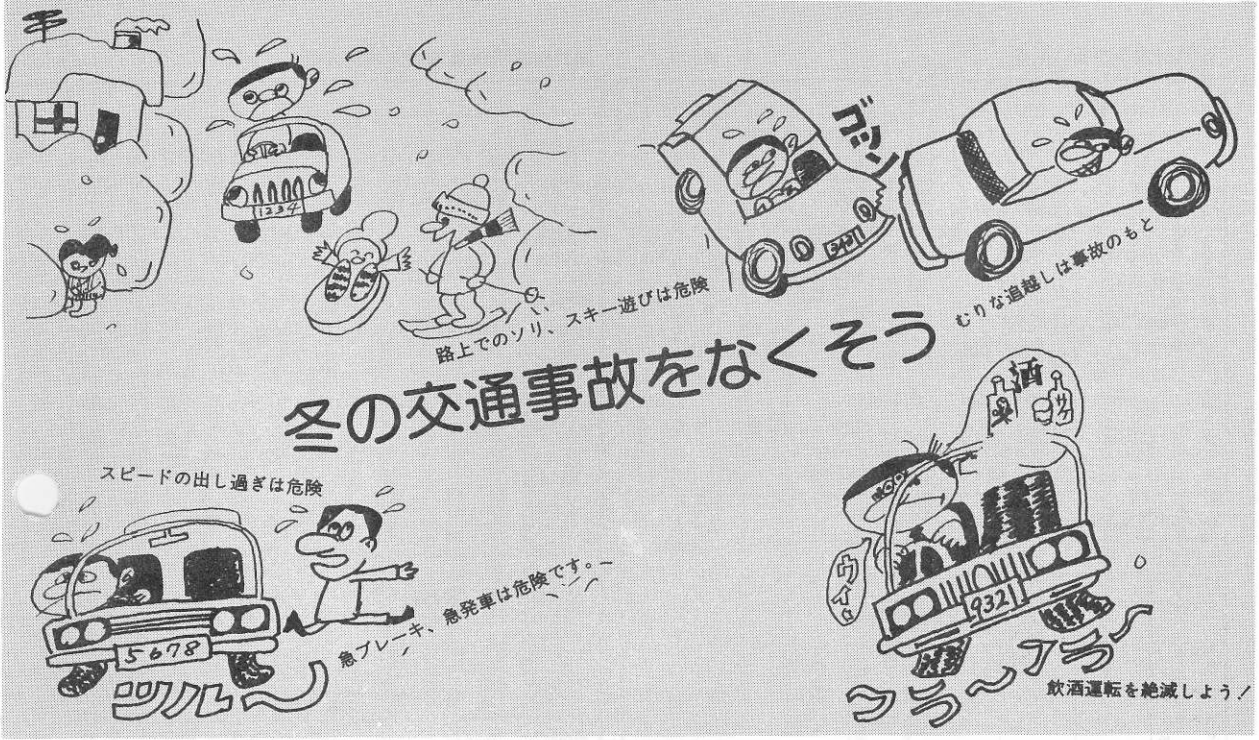
おとしよりの夜間外出は、できるだけやめましょう。

○冬の自転車又は、自動二輪車の使用は、できるだけやめましょう。

毎月十五日は「おとしよりの交通安全日」です。

皆などで、おとしよりを交通事故から守ってあげましょう。

年間三六〇円で村民交通傷害保険に加入しましょう。



昭和五十一年度建設 公営住宅できる

昭和五十一年度公営住宅建設事業は、宮浜はまなす団地に二種三DK八戸と、鹿部湯ノ沢団地に二種三DK四戸の合計十二戸が完成いたしました。

工事費四千四百四十万円、その他経費一千二百九十九万円の合計四千二百六十九万九千円の内、郵政省の簡易生命保険積立金を起債として一千七十万円借入することによって建設いたします。

鹿部村 公民館建設事業

村民願望の公民館が年内完成に工事は進んでおります。

総面積一八三一・一七平方メートル、鉄筋コンクリート造二階建工事費二億二千七百二十五万九千円と設計委託及び調査費で七百四十二万六千円、総じて二億三千四百六十八万五千円が建物のみのお金額です。

公民館建設に対し、郵便省の簡易生命保険積立金を起債として、一億一千万円借入することによって建設いたします。

(5)

歳末犯罪を防止するために

— 犯罪を防いで明るい歳末 —

「師走」この時期は、「一年の総決算」として、金融機関などから現金の出し入れや、人の動きがあらわたしくなります。

例年、年の瀬に入ってから、現金をねらった凶悪な犯罪やドロボウが多く発生しております。

このような歳末の犯罪を防ぎ、被害にあわないように注意しまし

よう。

（盗犯の予防）

▼おでかけは、ひと声かけて、カギかけて、ちよつとの外出でも、戸締りを完全にし、隣りにひと声かけて、ルス中の用心を頼みましょう。

▼もう一度家のカギを確かめましょう。

戸締りを点検し、不良部分はすぐなおしましょう。

戸締りに不安な方は、警察の「カギの相談コーナー」をご利用ください。

（森警察署の代表電話（森〇一三七四、二二二八一番）をダイヤルし、「カギの相談コーナー」と告げてください。専門の係が応待

します。）

▼多額の現金は、家に置かないようにしましょう。

現金や貴重品は、人の目につくところに置かず、カギのかかる場所に保管しましょう。

会社、事務所には、夜間多額の現金を置かないようにしてください。

▼駐車している自動車がねらわれます。

車の中には、現金や貴重品は置かないようにし、駐車するときは、かならずロックしましょう。

▼集金や預金などで、多額の現金を持ち運びするときは、とくに注意しましょう。

多額のお金の持ち運びは、二人以上の男の人で行い、銀行や郵便局帰りをねらった、ひったくりに注意しましょう。

▼人混みを利用した「スリ」に注意しましょう。

現金や財布は、人見につかない内ポケットか、止め口のしっかりしたカバン等に入れて持ち歩きましょう。

（暴力犯罪の防止）

▼繁華街や盛り場での酔っぱらいや、グレン隊による暴力行為が多くなります。

○けんか、たかり、いやがらせなどの暴力を見たり、聞いたり、被害にあったら、すぐ一一〇番しましょう。

○街でたむろしているグレン隊などのいいがかりには、安易にのらなないように気をつけましょう。

（凶器に使われるおそれのある物の整理）

▼家にある刃物を整理して保管しましょう。

包丁やナイフ等が凶器として使われることがありますので、人目につかないところに保管しましょう。

▼物置や家のまわりにも注意しましょう。

くわ、スコップ、大工道具等は家のまわりにおかないで、物置に入れ、カギをかけましょう。



年末年始は火災が多い

年末、年始は例年火災及び焼死者が多発する傾向にあります。次のことがらに充分注意し、火災を出さないようにしてください。

火災は人災、防ぐはあなた

◎一般家庭

- (1)暖房器具の適切な取扱い、寝る前、外出前には必ず火の元を確かめましょう。
- (2)老人、子ども、身体の不自由な病人等を残しての外出は絶対やめ、寝室は避難しやすい部屋を選びましょう。
- (3)避難口の確保、避難器具を設置するとともに万一の場合の心構えと、とっさの処置について、ふだんから家族全員で話し合いをしましょう。
- (4)LPG等のガス漏れ防止、保守管理に努めるとともに使用上の取扱いに注意しましょう。
- (5)いったん外へ逃げたら、物を取りに絶対もどらないようにし、もし逃げ遅れた人がいたら現場の消防の人にすぐ知らせましょう。

◎旅館、病院等

(1)年末、年始は繁忙のため、従業員が疲労しており、火気の取扱いがおろそかになりやすいので、特に注意を喚起させ責任及び避難体



年末年始の火災予防



外出するときには必ず火の始末

制の万全を図りましょう。
(2)避難口の障害物除去、除雪等をして避難路の確保に努めましょう。



お年寄りと税金

お年寄りについては、所得税の面でも福祉行政の一環として、いくつかの優遇措置が設けられています。

〔老年者控除〕

納税者の方御本人が、六十五才以上で年間所得が一千万円以下であれば、その人の合計所得金額から二十万円が控除されます。

〔老年者年金特別控除〕

納税者の方御本人が六十五才以上で年間所得が一千万円以下であり、厚生年金や恩給などの公的年金の支払を受けている場合には、特別な控除として公的年金の年収総額から七十八万円を控除してから給与所得を計算します。また、公的年金の支給を受けていても他の所得者の扶養親族に当たらない場合には、例え公的年金以外に収入がなく、その年金の収入金額が百四十八万円以下であれば、老年者年金特別控除額と給与所得

控除額を差し引いた後の金額が、二十万円以下となりますので、他の所得者の扶養親族となることができます。

〔老人扶養控除〕

扶養親族のうちに、障害者でない七十才以上のお年寄りがおられる場合には、一般の扶養親族の控除額よりも六万円多い三十二万円が老人扶養控除として控除されます。

〔障害者控除〕

①六十五才以上の人で、障害者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けている場合は二十万円

②いわゆる寝たきり老人の場合には、特別障害者として二十八万円が、それぞれ控除されます。

〔申告の手続〕

これらの制度を利用するには、確定申告書の所定の欄に記入するだけです。また、サラリーマンの場合は、勤務先に提出する扶養控除申告書に必要事項を記入すれば、これらの制度の恩恵を受けられます。

公給領収証の受け取りを



飲食、宿泊などの時は公給領収証を受けとりましょう

年末調整



十二月には、サラリーマンにとって確定申告にかわる大事な手続きともいえる年末調整が、それぞれの勤務先で行われます。

年末調整とは、毎月の給料やボーナスから概算で源泉徴収している所得税の年間合計額と、一年間のその給料の総額について、正しく計算した税額との過不足を精算する手続きです。

そこで、次の書類をまだ勤務先に提出していない人は、年末調整に間に合うよう、早目に提出してください。

- ▲扶養親族等の数に異動があった人・扶養控除等(異動)申告書
- ▲自分で直接支払った社会保険料、生命保険料、損害保険料がある人……保険料控除申告書

▲四十九年分又は五十年分の確定申告によって住宅取得控除を受けた人……住宅取得控除申告書

税務署から送付された「住宅取得控除証明書」を添付します)

▲住宅貯蓄契約に基づく貯蓄を行っている人……住宅貯蓄控除申告書(貯蓄先が発行する「住宅貯蓄証明書」を添付します)

大部分のサラリーマンの方は、年末調整によって所得税の精算が終了しますので、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、雑損控除や医療費控除が受けられる人、また、今年から初めて住宅取得控除が受けられる人、あるいは他に一定額以上の所得がある人については、翌年の二月十六日から三月十五日までの間に確定申告をする必要があります。

◎退職金と税金

退職金に対する税金は、その年中に支払を受けた退職金から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を差し引き、その残額の二分の一に税率をかけて計算します。

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のように定められています。

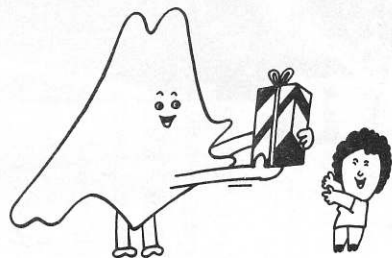
- ①勤続年数が二十年以下の場合
二十五万円×勤続年数
(その額が五十万円未満のときは五十万円)
- ②勤続年数が二十年を超える場合
合

五百万円+五十万円×(勤続年数-十年)

道産品の愛用を

道産品には優れた製品が沢山あります。

買い物をするときは推奨マークをたしかめて



年金権をなくさないために

保険料は必ず納めましょう

国民年金の、老齢年金を受けるためには、保険料を二十五年以上納付していることが、また障害年金や母子年金などの短期年金を受けるためには、最近の一年間の保険料をすべて納付していることが必要です。

あなたと年金

広報しかべ

このように、年金を受けるためには、保険料を納付しておくことが、不可欠な条件となっています。

保険料の納付期限 一月、四月、七月、十月の末日までとなっています。

納付期限までに保険料を納めていざとなつたときに、障害年金などの給付を受けられないことにもなります。必ず納付期限までに保険料は納めておきましょう。

保険料の納め忘れを、そのまゝにしておいて二年経過しますと、時効となつて納めることができなくなります。時効となつた期間が多くなると、将来、老齢年金が受けられなくなります。特に三十五才以上の人は気をつけてください。

また、生活が苦しくて保険料が納められない人は、保険料が免除される制度もありますので、役場の民生課年金係に相談してください。

街を自然を美しく

吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin Clean



日本専売公社

制度もありますのでご利用ください。

くわしいことは、民生課年金係(係員、高橋和夫)でおたずねください。

保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金に加入している皆さん、保険料はもう納められましたか。私達は、毎日の生活に追われて老後のことなどはついおろそかに考えがちです。でも年金の必要性を感じたときではおそいのです。



保険料は、カ月分も未納にしますと額が多くなり、ますます納めにくくなりますので、納期限までにはキチンと納める気構えが大切です。

保険料を納期限までに納めておられませんと、不測の事故にあつたときの障害年金、夫に先き立ったときの母子年金などが受けられないばかりでなく、保険料の未納期間が多くなると老齢年金が受けられないこととなります。

国民年金は、保険料を納期限までに納めていてこそ、将来の老齢年金、明日にもおそわれるかもしれない不測の事故に對して年金が支給されます。加入者のみなさん、明日の安心ある生活を送るためにも、保険料の納め忘れのないようにしましょう。

おしらせ

公職の候補者等の寄附の禁止及び公職の候補者等に対する寄附の勧誘又は要求の禁止について

昨年七月十五日法律第六十三号の公職選挙法の一部改正により、十月十四日から、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする人(公職の人も含む)は一切の寄附が禁止されましたが、ただし政党その他の政治団体若しくはその支部に對する寄附や、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するための講習会その他政治教育のための集会に對し必要やむを得ない実費補償は例外とされていましたが、鹿部村長選挙及び鹿部村議会議員選挙により、昭和五十一年十一月二十一日からは、例外も出来なくなります。明るくきれいな選挙にするため皆さんのご協力をお願いします。

年末、年始の役場休務について

十二月三十日 午後休務

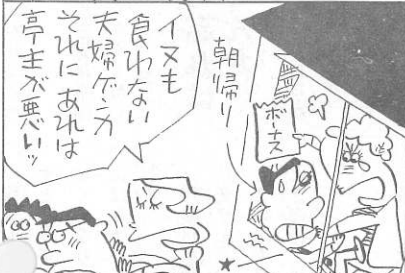
十二月三十一日

休務

一月六日

一月七日より、平常になります。

道夫と家 工藤恒美



除雪=こんな点にご

注意を



※今冬も除雪対策に万全を期しております。(ダンプ2台、ショベル1台)
 ※生活道路の除雪を最優先に考えてありますが、ダンプで除雪できないせまい道路はショベルで行うため、遅くなることもありますのでご承知しておいて下さい。

『日本赤十字社 社費募集終る』

国際赤十字社とつながりをもち人道・博愛の基本精神に基づき、日本国内外問わず活躍している日本赤十字社の昭和51年度社費募集運動が村民の方々のご理解とご協力により終了することができました。皆様方より納められた社費は日赤道支部を通じ日本赤十字社へ送られております。今後共日赤の活動をご理解いただき、既社員の方におかれては今後の社費の納入については、未社員の方におかれましては日赤をご理解いただき社員となられることをお願い申し上げます。

- (2) 災害現地医療班・救護班の配置
- (3) 台風5号・6号の災害救助物資配分・義援金の配分
- (4) 救急自動車の配置

- 二、救護員養成事業―看護婦などの養成
- 三、血液事業
愛の献血助け合い運動の実施
- 四、家庭看護普及事業
婦人や女子青年などを対象とした家庭看護法講習会の開催
- 五、安全運動事業
救急法指導員・スキーパトロール及び水上安全法指導員の養成。
- 六、援護事業
身体障害者無料巡回診療更生相談の実施
- 七、社会福祉事業
辺地無料巡回診療の実施
- 八、国際親善事業等に使用しております。

- ◎事業実施状況 (昭和50年度おける)
- 一、災害救護事業
災害救助物資の備蓄及び配分 (毛布・日用品 セットなど)
 - ◎昭和51年度当村社費額 二十八万二千五百五十一円
 - ◎社員数 (昭和51年10月1日現在) 六百五十九名

火事と救急は一一一九番へ
 一般業務は二〇五九・三二四六番へ